

令和7年度 神野小学校 いじめ防止対策プログラム 全体計画

□基本理念

- ①学校の内外を問わず、いじめが行われなくするようにする。
- ②いじめの影響や問題について、児童が理解を深められるようにする。
- ③家庭、地域、関係機関との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

□基本目標

「いじめを絶対許さない」を合い言葉に、教職員が組織的に取組を進めることにより、思いやりのある感性豊かな児童を育て、心通い合う温かい学校、学級を築き上げる。

□行動目標

- ① 職員会議等において共通理解を図るとともに、「チーム学校」として組織的な推進体制を充実させる。また、研修を通して教職員の資質向上に努める。
- ② いじめ問題等の未然防止に向けた取組を推進する。
- ③ いじめ問題等の早期発見・早期対応に向けた取組を推進する。

□基本構想

職員会議等・推進体制 職員研修・家庭地域啓発等	① 職員会議で、指導方針、全体計画、年間計画の共通理解を図り、組織的な推進体制を充実させる。 ② PDCA サイクルにより7月、12月、3月に学期ごとのいじめ対策の検証を行う。 ③ いじめ（不登校）対策委員会を毎月1回開催し、情報共有と共通理解を図る。 ④ いじめ防止、情報モラルを含めた生徒指導関係の研修や教育相談スキル研修を実施する。 ⑤ PTA の人権学習会の実施や広報を発行し、保護者の人権啓発を進める。 ⑥ いじめ防止基本方針をホームページ等で学校外に発信し、保護者や学校外施設との連携を図る。 ⑦ 地域と連携した教育活動を推進し、児童の自己有用感を高める。 ⑧ 道德デーを通して、児童と保護者がともに人権について考える。 ⑨ 学校運営協議会と連携し、見守り活動の充実を図る。
未然防止に向けた取組	① 「いじめ啓発防止月」（9月）に、いじめ防止集会、自殺予防教育を実施する。 ② 道德授業でいじめに関する授業を計画し、いじめを許さない態度の育成を図る。 ③ いじめ問題について児童が「主体的」に考え解決しようとする取組を推進する。 ④ 協同的探究学習を通して、児童同士が自己有用感を感じられるように授業改善を図る。 ⑤ 児童から人権標語を募集、表彰して啓発する。また、PTA と連携し、様々な活動を通じて、児童保護者、地域の方とのふれあいの機会を設ける。 ⑥ 委員会活動、クラブ活動、児童会活動などで、異年齢交流を実施し、より良い人間関係をつくる。 ⑦ 命の教育として、草花の栽培を実施する。 ⑧ 教科カリキュラムに、言葉のいじめに関する指導内容を明記する。
早期発見・早期対応 に向けた取組	① 「いじめ防止・対応マニュアル」に沿ったチーム学校による組織的な対応を行う。 ② 「学校生活に関するアンケート（アセス）」と「心の相談アンケート」をそれぞれ年2回実施し、結果を学年と管理職で把握し、必要に応じてケース会議を開いて指導や対応を行う。 ③ アセスや心の相談アンケートのない月は「かんのっこ安心シート」を継続的に実施する。低学年はアセス、心の相談アンケートの際にも「かんのっこ安心シート」を継続的に実施する。 ④ 個別懇談会（年2回）、かんのっこトークデー（年1回）を実施し、子どもの実態を把握する。 ⑤ 些細なトラブルであっても、正確かつ積極的にいじめを認知し、組織的な対応を速やかに行う。 ⑥ 朝の登校指導で、複数の教職員の目で児童の変化を読み取り早期発見を図る。 ⑦ 月1回、いじめ対策委員会を開き、各学年、専科からの報告を受け、児童の共通理解を図る。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。 ⑧ いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。 ⑨ 4月、9月にいじめ防止啓発チラシを配付し、児童や保護者が、何でも担任と相談できる信頼関係をつくる。 ⑩ スクールカウンセラーと連携・協働した相談体制をつくる。 ⑪ 教育相談コーディネーターを中心とした教育相談推進体制の充実を図る。 ⑫ 4年生以上に自殺予防リーフレットを活用して、相談行動の促進を図る。